（令和８年６月 18 日）

令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」

－申請の手引き－

＜目次＞

Ⅰ. 申請から支払いまでの流れ
Ⅱ. 事業概要、留意事項等

～Ⅰ. 申請から支払いまでの流れ～

①申請（システム入力）

「交付要綱」及び、本「手引き」を十分参照の上、令和８年１２月４日（金）17:00 まで（ただし予算がなくなり次第、受付終了）に、システム上で申請者登録・申請をするとともに、必要書類をアップロードしてください。※システム登録が難しい場合は郵送でも可

②審査

申請書類をもとに、申請内容を審査します。

③交付決定

審査の結果、交付が妥当と認められる場合、交付決定通知書により交付決定額（上限額）を通知します。※申請書類が揃ってから２～４週間程度を目安に通知します。

④事業実施

交付決定日以降に、契約・事業着手してください。

⑤実績報告

事業及び支払いを全て完了した上で、令和９年１月２７日（水）までにシステム上で実績報告を登録するとともに、必要書類をアップロードしてください。

※システム登録が難しい場合は郵送でも可

⑥額の確定

実績報告の内容を確認した結果、交付が妥当と認められる場合、交付額確定通知書により交付確定額を通知します。※報告書類が揃ってから２～４週間程度を目安に通知します。

⑦補助金の支払い

精算払請求書（要綱様式第９号）に記載された指定口座に補助金を振り込みます。

※通知後１～３週間程度を目安に振り込みます。

（令和８年６月 18 日）

～Ⅱ.事業概要・留意事項等～

１　事業の目的

この補助金は、県民や県内事業者の再エネ・省エネ設備の導入等に要する経費を補助することにより、2050年の脱炭素社会の実現に資することを目的としています。

２　申請受付期間

令和８年６月１８日（木）10:00～令和８年１２月４日（金）17:00

※ 随時受付（予算がなくなり次第、受付終了）

※ 令和９年１月２７日（水）までに施工・支払いを完了する必要があります。

３　申請方法

下記、補助金申請システムから申請してください。

https://va.apollon.nta.co.jp/hinatazerocarbon2026/

（システム登録が難しい場合は郵送でも可）

４　補助対象者

個　人：宮崎県内の市町村に住民票をもち、現に居住している者

事業者：宮崎県内に事業所を置く法人等又は個人事業主

※詳細は交付要綱第２条に記載

５　補助対象経費

交付要綱別表（第３条関係）に記載の経費

６　補助対象とならない経費

上記５に掲げる経費以外は、原則として補助対象外となります。また、上記５に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。

（１）補助事業の目的に合致しないもの
（２）必要な書類が整備されていないもの
（３）交付決定日以前に発注・契約、購入、支払い（前払い等含）等が実施済みのもの
（４）自社内部の取引に係るもの
（５）転売や有償レンタル等の営利を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
（６）オークションによる購入（インターネットオークション含）
（７）駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
（８）電話代、インターネット利用料金等の通信費
（９）名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例：筆記具類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、各種ファイル、封筒、ＣＤ、ＤＶＤ、ＵＳＢメモリ、ＳＤカード、電池、段ボール、梱包材等）
（10）不動産の購入・取得費、修理費

(11) 金融機関の振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
(12) 公租公課
(13) 各種保証・保険料
(14) 借入金等の支払い利息及び遅延損害金
(15) 商品券・金券の購入、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券含）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず手形・小切手による支払い、相殺による決済
(16) 各種キャンセルに係る取引手数料
(17) 補助金申請書類、実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
(18) パソコン、タブレット端末及び周辺機器、スマートフォン、自動車、自転車、エアコン、カメラ、一般事務用ソフトウェアなど、汎用性を有し、目的外使用可能な物品購入等に係る経費
(19) 中古品の購入費
(20) 上記のほか、社会通念上、公的資金の使途として不適切と認められる経費

７　主な注意事項

（１）受付期間を過ぎての申請は受理できません。
（２）補助金交付決定前に事業の契約・着手した場合は、補助対象になりません。
（３）いかなる場合においても、令和９年１月２７日までに事業完了・実績報告が出来ない場合は補助金を交付できません。
（４）同一の事業内容で県や国、市町村等の補助金、助成金を受ける可能性がある場合は、両方の事業担当窓口に事前に相談してください。
（５）同年度での同一申請者による、本事業の２回目以降の申請は受理できません。（１回の申請で複数施設の工事を申請いただくことは可能です。）
（６）事業終了後、宮崎県から設備の使用状況に係る調査を行う可能性があります。調査があった場合には協力してください。

※その他、「よくある質問」に記載している事項も十分に御確認ください。

８　問合せ先

令和８年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」事務局
電　話：050-3662-5818　(平日9:30～17:00)
E-mail：hinata_zerocarbon@nta.co.jp